

第24回津地方裁判所委員会・第23回津家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成27年1月15日(木)午後1時30分～午後3時30分

2 開催場所

津地方・家庭裁判所B館4階大会議室

3 出席

【地裁委員】

市川昭子委員，今井富久翁委員，構司秀樹委員，後藤博委員長，柴田真委員，鈴木栄智委員，古川和男委員，増田啓祐委員，森田哲委員，山田史生委員（五十音順）

【家裁委員】

石田亘宏委員，伊藤博康委員，大谷佳子委員，岡垣壮委員，加藤直樹委員，小島健委員，後藤博委員長，小林服子委員，高山大委員，坪井宣幸委員，藤田学委員，森一恵委員（五十音順）

【事務担当者】

地裁事務局長，家裁事務局長，家裁事務局次長，刑事首席書記官，首席家裁調査官，家裁首席書記官，地裁総務課長，地裁総務課課長補佐，家裁総務課長，家裁総務課課長補佐，会計課長，会計課課長補佐

4 議事

- (1) 地家裁所長の異動に伴うあいさつ
- (2) 新任委員の紹介等
- (3) テーマ「裁判所における災害対策について」の概要説明
- (4) 災害用備蓄品庫見学
- (5) 意見交換の要旨

【 委員長， 委員， 事務担当者 】

私が勤務するテレビ局においては、職員の安否確認は、裁判所同様、携帯電話のメールによって行っており、各職員が被害状況等の報告をすることになっている。報道機関として災害報道の使命があるため、東南海地震発生時に備え、頻繁に避難訓練を行っている。具体的には、社屋から電波を発信できない場合を想定し、社屋外から電波の発信を行えるようにする等の技術的な訓練や、番組中に臨時に地震発生等のニュースを流すような訓練等をほぼ毎日行っており、訓練に力を入れている。

県の場合 職員全員に災害発生時対応用のハンドブックが配布されている。また、災害発生時に各職員が自宅から各勤務場所へどれくらいの時間で参集できるかという情報が集約されている。県の職員は、休日でも震度5強以上の地震が発生した場合や、東南海地震発生注意情報又は同警報が発令された場合には、勤務場所へ参集することになっている。なお、同注意情報又は同警報が発令された場合は、各自の携帯電話に連絡されるシステムとなっている。全職員約6000人を対象に昨年12月7日（日曜日）の午前7時に訓練を実施した。このときは、実際に職場に参集させることはしなかったが、各自の携帯電話に参集指示のメールが送信され、このメールに対して、各自が上司にいつ職場に参集できるかについて返信するというものであった。

裁判所では地震発生注意情報又は同警報発令時の対応については特に定めではないので、今後、検討を進めたいと考えている。

概要説明を聞いて、裁判所における業務継続計画（BCP）は非常によくまとまっているという印象を受けた。私は報道機関に勤務しているが、報道機関においては、災害発生時には、自身が災害そのものに対応するとともに、災害発生の報道をしなければならないので、これに備えてBCPの改訂を繰り返し続けているところである。情報は東京に集めるが、東京が被災したときは大阪に集めるなど、災害が発生した場所別に場合分けし、状況に応じたBCPが作成されている。これに対して裁判所のBCPは津地家裁単位で独

立してBCPが作成されているようであり、この意味でも内容がまとまっているという印象を受けた。また、裁判所のBCPは、職員一丸となって災害対応に当たるという印象も受けた。大抵の会社は社員が外にいて、その安否確認をすることになるが、裁判所の場合は、職員が庁舎内にいる点が違う。当社の場合、外にいる社員の安否確認が大切になる。

裁判所においてはどれくらいの頻度で避難訓練を行っているのか。

実地避難訓練は年1回である。

私が勤務している会社では、大手警備会社の安否確認システムを導入しており、同システムは、震度5弱以上の地震が発生した場合にセンターから一斉に社員宛にメールが送信され、そのメールに対して安否状況、出社の可否等を返信するものであり、返信操作も簡単なものとなっている。同システムにより、管理職員は部下職員の状況が一目瞭然で把握できることになっている。避難訓練については平日、休日において年2回行っている。

民間業者による安否確認システムは裁判所においても検討したが、今のところ職員から安否確認のメールを送信する方法によることとしている。

私の勤務する高等学校は近隣住民の避難場所にもなっており、実際に昨年の大雨の際には近隣住民の避難所となった。そのため生徒、職員だけでなく近隣住民用の非常時用物資を備蓄している。地震の場合、火事の場合等と分けて、年に約6回避難訓練を行っており、生徒らには事前告知をせず抜き打ちで行っている。裁判所における安否確認の方法は非常に参考になった。当校においてもすぐに導入を検討したい。ところで、裁判所は近隣住民の避難所となっているのか。

近隣住民の避難所にはなっていない。

刑事被告人について、裁判中に大規模地震等が発生した場合の対応はどうなっているのか。

機密上詳細は述べられないが、裁判中又は裁判所内で待機中に大規模地震

等が発生し、避難しなければならない場合には、刑事被告人の身体の安全を優先しつつ、逃走防止策を講じた上、避難することになる。その際は刑務官等の戒護職員が誘導していく。なお、押送中の場合は、専ら刑務所等の押送機関によって検討されているものと思われる。

(6) 次回意見交換のテーマ

地裁委員会「裁判員裁判の現状と課題について」

家裁委員会「成年後見制度の現状と課題について」

(7) 次回期日

地裁委員会 平成27年7月8日(水)午後1時30分～午後4時

家裁委員会 平成27年7月30日(木)午後1時30分～午後4時